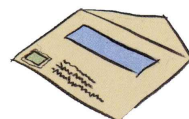


ざつがみ 「雑紙」の回収を始めています。

現在、燃えるごみに入れている「雑紙」を資源ごみで出して燃えるごみを減らしましょう。皆様のご協力をお願いします。

ざつがみ
「雑紙」とは、

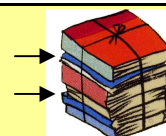


●資源ごみとして回収できる「雑紙」

<p>紙箱類</p>	<p>紙箱類 食料品や日用品の紙箱</p> <p>例えば、ティッシュペーパーの箱 取り出し口のフィルムを取り除いて箱を折りたたむ その他 お菓子やお饅頭の箱</p>
<p>包装紙 封筒 紙袋類</p>	<p>デパート等の包装紙封筒、食料品や日用品の紙袋</p> <p>例えば、封筒 宛名シール等シールをはがしてください。 窓あき封筒は窓のフィルムを取り除いてください。 封筒内のチラシなども雑紙として出してください。</p>
<p>紙缶類</p>	<p>食料品や日用品の紙つつ類</p> <p>例えば、お菓子のポテトの紙缶、トイレットペーパーの芯、ラップの芯 つぶして、平らにしてください。</p>
<p>台紙類</p>	<p>食料品や日用品の台紙</p> <p>例えば、Yシャツなどについている台紙 下着やストッキング、靴下類についている台紙 プリンの下にある台紙 など</p>

古紙の日に

雑誌に混ぜて（間に入れて）いっしょに束ねて出してください。



今までどおり、燃えるごみに出してもらっても回収しますが、できることから、少しでも再資源化していきましょう。

①雑紙を出される際の留意事項

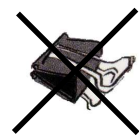
シールが張られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。（宛名シール等も）プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒はその部分を取り除くこと。

プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除くこと

金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは金属やプラスチックを取り除くこと。

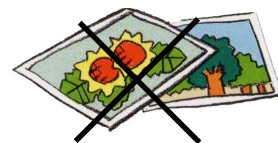
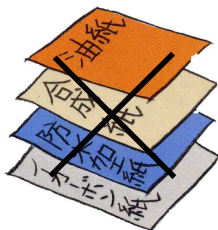
ポリ袋、粘着テープ、ワッペン類、ファイルの金具、金属クリップ類、フィルム類、発砲スチロール、プラスチック製品、ガラス製品などは取り除いて雑紙に入れないでください。

個人情報に関するもの（住所・氏名・生年月日等）につきましては、くれぐれも注意して、出さないようにしてください。



②雑紙に入れられない紙類

- × ワックスなどで防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など）
- × カーボン紙（宅急便の複写伝票など）
- × 圧着はがき
- × 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
- × プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- × 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- × 臭いのついた紙（石鹸・洗剤・線香の紙箱など）
- × 捺染紙（主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- × 感熱性発砲紙（主に点字関係で使用される紙）
- × 合成紙（プラスチックでつくられているもので、正確には紙ではない）
- × 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品などでよごれた紙
- × その他製紙原料として不適と思われるもの



古紙の日に紙袋に入れて出されても大丈夫ですが、紐で縛って雑紙がこぼれない様をお願いします。

お問い合わせ先
新見市役所
生活環境課 環境保全係
Tel 72-6124